

特記仕様書

1. 総 則 この特記仕様書は、地域防災課が購入する衛生用品セットについて必要な事項を定めることを目的とする。
2. 件 名 衛生用品セットの購入
3. 仕 様 以下の内容物についてポーチに封入、開口部をテープで密着し、数量のとおり納入すること。

(1) 内容物

<p>ア. ケース付き不織布マスク マ ス ク：約95×175mm 3枚入り（材：不織布） 3枚1セットで袋に入れる、もしくは個包装で3枚用意すること。 マスクケース：約205×110mm（材：ポリオレフィンもしくはポリプロピレン） 参考商品：抗菌ホワイトマスクケース</p>
<p>イ. 抗菌 防災用ウェットティッシュ 成 分：水、エタノール、グリセリン、メンソールエッセンス、PEG-60 水添ヒマシ油、メンソール、塩化ベンザルコニウム、クロルヘシジングルコン酸塩 仕 様：約150×200mm 20枚入り（材：不織布） 保存期間：製造日から5年間 ※令和4年11月以降に製造されたもので、本体に製造年数または使用期限が記載されていること。製造年月日もしくは使用期限にアルファベット等記号が使用されている場合は、「ク. 内容記載カード」にその日付を西暦で記載すること。 参考商品：5年保証 超・防災用ウェットティッシュ ※成分等が異なる商品を納品する場合は、申請期間中に質疑書を提出して、担当課の同意を得ること。</p>
<p>ウ. 絆創膏・綿棒セット 包装サイズ：約115×83×5mm ①絆 創 膏（PP袋入り）：Mサイズ（約19×72mm 材：塩ビ）×5枚 ②両軸綿棒（PP袋入り）：約80mm×10本 参考商品：ハンディメディカル（携帯用救急セット）</p>
<p>エ. ペーパー歯磨き 包装サイズ：約85×65mm 成 分：水、エタノール、グリセリン、香料、キシリトールを含む 枚 数：1個当たり1枚程度 保存期間：製造日から5年間 ※令和4年11月以降に製造されたもので、本体に製造年数または使用期限が記載されていること。製造年月日もしくは使用期限にアルファベット等記号が使用されている場合は、「ク. 内容記載カード」にその日付を西暦で記載すること。 参考商品：クールウェーブ ペーパー歯磨き K</p>
<p>オ. 耳栓・アイマスク・リングゴムセット 包装サイズ：約115×130×10mm ①耳 栓：直径約14×25mm×1組（2個）（材：ポリウレタンもしくは発泡ポリマー）</p>

②アイマスク：約80×180mm×1枚（材：ポリエステルまたはナイロン） ③ヘアゴム：太さ約4mm、内径50mm 1個（材：ゴム、ナイロン） 参考商品：Sleep 安眠セット（耳栓、アイマスク）
カ. ポケットティッシュ 包装サイズ：110×80×11mm 8～10枚ポリ袋入（材：パルプ100%）
キ. 取っ手付きビニール袋 サイズ：約250×340mm 1枚
ク. 内容記載カード ①セット内容（各品名、納品年月「(例)令和〇年〇月納品」） ②製品に印字されている製造年月日もしくは使用期限にアルファベット等記号が使用されている場合は、その日付を西暦で記載すること。

(2) ポーチ

サイズ：約 縦150×横230mm、マチ50mm 素材：内面PET12 μ 、外面LLDPE100 μ （ドライラミネート圧着） テープ素材：イージーロック（ポリエチレン製）

(3) 数量 12,000セット

4. 梱包

- (1) 物品を100セットずつダンボール等ケースに入れ、開封口を粘着テープで封じ納品すること。
- (2) 外装の上面及び全ての側面に、例示のとおり「品名」、「市川市」、「数量」、「納入年月（西暦表記）」を印字またはシール貼り付けで明記すること。

〈ラベル例〉

○○○○○○○○○（品名）	
市川市	
数量	○○セット入
納入年月	○○○○年〇月

5. 納入期限 令和5年3月10日（金）
期限にかかわらず、準備ができ次第納品すること。
6. 納入場所 広尾防災公園備蓄倉庫（市川市広尾2-3-2 広尾防災公園内）
7. 担当課 市川市 危機管理室 地域防災課
8. 納入について
 - (1) 契約金額には、納入等に係る経費を含めること。
 - (2) 納入は午前10時から午後3時の間とし、あらかじめ担当課に納品日時を確認すること。
 - (3) 納入の際に生じたごみは持ち帰ること。
 - (4) 納入に際しては、担当課担当者及び契約課担当者の検収を受けること。
 - (5) 納品検査用として、開封できるものを数量外で1セット用意すること。
 - (6) 納入する製品については、傷・汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。

- (7) この仕様に疑義が生じたときは、速やかに担当課及び契約課へ連絡し指示を受けること
- (8) 製造会社による不都合が発生した場合は、無償で取り替えるものとする。

9. その他

- (1) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項、不明な点及び疑義が生じた場合は、担当課または契約課に問い合わせのうえ、担当課、契約課及び契約者により協議すること。